

青森県では 遠隔手話通訳・要約筆記を 利用できます

新型コロナウイルス感染予防など、
手話通訳者等が同行できない場合に、
スマートフォンなどを使って、
手話通訳や要約筆記を利用できます。

※手話通訳・要約筆記は、対面での通訳が原則で、
遠隔通訳はそれを補完するものです。



☆利用できる人は？

- 新型コロナウイルス感染または感染の疑いがある人など
- インターネットにつながるスマートフォンやタブレットなどの通信機器を持っている人（家族のスマートフォンなどでも利用できます。）

☆利用するためには？

- 検査や受診などの日時が決まり、お住まいの市町村に派遣申し込みをする際、遠隔による通訳を希望する旨をお伝えください。
- スマートフォンなどは、しっかり充電してください。（モバイルバッテリーがあると安心です。）
- スマートフォンなどを立てて置く「台」があると便利です。
- インターネットの通信料は、自己負担です。
- 医療機関等受診の際は、透明マスクなどを準備してください。

派遣申請に関するご質問等は、
お住まいの**市町村担当窓口**にお問い合わせください。



青森県の遠隔手話通訳・要約筆記を利用するみなさんへ

遠隔手話通訳・要約筆記は、お手持ちのスマートフォンなどを使用して行います。
青森県では Zoom アプリを使用しますので、あらかじめアプリをインストールしておいてください。
※市町村によって、異なるツールを使用する場合がありますので、申請時に必ずご確認ください。

接続の手順

※開始時間の 30 分前から接続テストを行うことができます。
※スマートフォンなどの音量を最大にしてください。
終了後は忘れずにマナーモードに戻しましょう。

1

ミーティングの開始

外出時にビデオ会議を起動またはビデオ会議に参加



ミーティングに参加

Zoom アプリを起動し、「ミーティングに参加」をタップします。

2

012 345 6789

会議室名で参加

青森太郎

参加

招待リンクを受け取っている場合は、そのリンクをタップしてミーティングに参加します

事前に通知された [ミーティング ID]、 [利用者の氏名] を入力し、「参加」をタップします。

3

ミーティングを準備しています...

あなたのミーティングパスコードを入力してください

.....

キャンセル

OK

事前に通知された [パスコード] を入力し、県が許可するまでお待ちください。

4

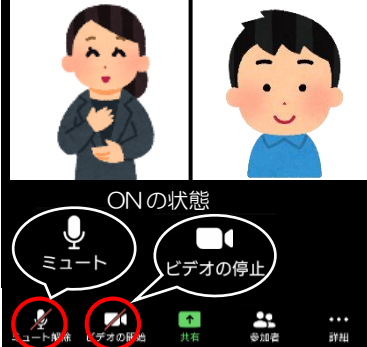
他のユーザーの音声を聞くにはオーディオに参加してください

インターネットを使用した通話

キャンセル

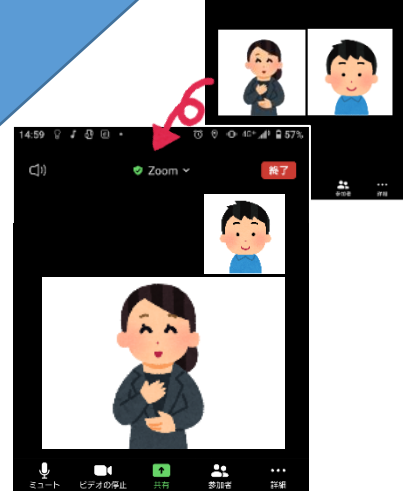
オーディオ参加は「インターネットを使用した通話」を選びます。

5



マイクとビデオのマークをタップして ON (✓/斜線なし) にすると、お互いの音声と映像がつながります。

6



通訳者の画面を2回タップすると、大きく表示され、通訳が見やすくなります。

！途中で切れてしまっても、申込時間内なら同じ ID とパスコードで接続できます。



利用者から 医療関係者等の皆様へ

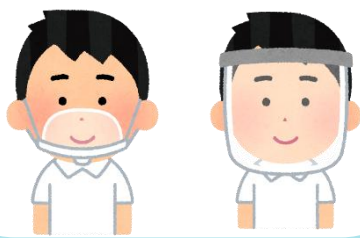
私は耳が
聞こえません

手招きで
呼んでください

必要な時は
書いてください

「今日は、遠隔手話通訳（または要約筆記）を利用します」

手話通訳者のために、
口元が見えるよう
透明マスクなどを
つけます。



- スマートフォンなどを、画面が見える位置に置かせてください。
- 先生と通訳者が会話できるよう、通訳者が「聞こえ方」を確認します。スマートフォンなどに向かってお話してください。



メモ欄

手話通訳者等が同行できない場合においても、各市町村が提供する手話通訳等を受けられるよう、県が環境を整備し、聴覚に障害のある方に遠隔手話通訳・要約筆記をご利用いただいています。

青森県における遠隔手話通訳等の利用について

新型コロナウイルス感染防止対策のため、聴覚障害者の方に遠隔による意思疎通支援者派遣をご利用いただけるよう、令和3年3月より遠隔手話通訳等の環境を整備しました。

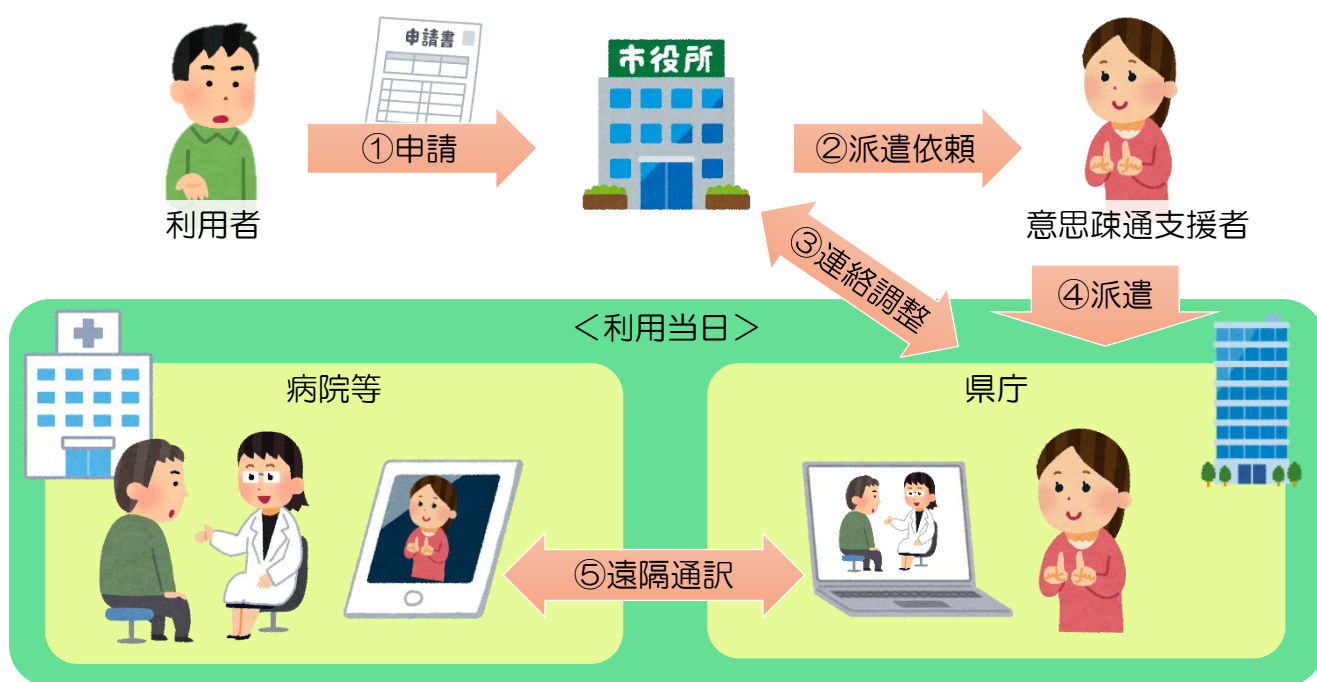
市町村意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業を利用する場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、遠隔による手話通訳・要約筆記が必要な場合は、お住まいの市町村へご相談ください。

【利用対象】 県内在住または県内で手話通訳・要約筆記を必要とする聴覚障害者で
新型コロナウイルスの感染が疑われる又は感染が判明し、
医療機関等への相談・受診等において
市町村が遠隔による意思疎通支援が必要と判断した場合。

【利用時間】 平日 8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く）

【実施方法】 市町村意思疎通支援事業において、意思疎通支援者を青森県庁へ派遣し、
青森県庁内に設置しているパソコンと聴覚障害者のスマートフォンなどを接続し、
WEB 会議システム Zoom による遠隔の手話通訳・要約筆記を行います。

【利用方法】 ①お住まいの市町村へ手話通訳者・要約筆記者派遣を申請。
②市町村が申請内容等を確認し、遠隔手話通訳等の利用が必要と判断。
③市町村から青森県庁へ連絡。県では遠隔手話通訳等の会場を準備。
④市町村から依頼を受けた意思疎通支援者が県庁内へ派遣。
⑤利用者のスマートフォンなどと県庁内のパソコンをつなげて、利用を開始。



青森県健康福祉部障害福祉課

FAX 017-734-8092 TEL 017-734-9309（直通）
e-mail syofuku@pref.aomori.lg.jp